

蜂刺されによる労働災害を防止しましょう



令和5年、小諸労働基準監督署管内において、屋外で作業していた労働者が蜂に刺され、アナフィラキシーショックにより死亡する労働災害が発生しました。

日本における蜂刺されの死亡者数は毎年平均 15 人発生しており、令和4年では 20 人となっています。

図1：日本における蜂刺されの死亡者数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
死亡者数（人）	19	13	12	11	13	15	20

出典：厚生労働省人口動態統計

蜂は種類によって危険な時期が異なります。ミツバチは越冬できる蜂であるため、1年中活動しています。スズメバチは7月頃から10月頃まで、アシナガバチは7月頃から8月頃までが活発的になり、蜂刺されの被害は8月がピークとなります。そのため、これらの時期に屋外で作業するときは蜂に刺される危険性が高くなります。

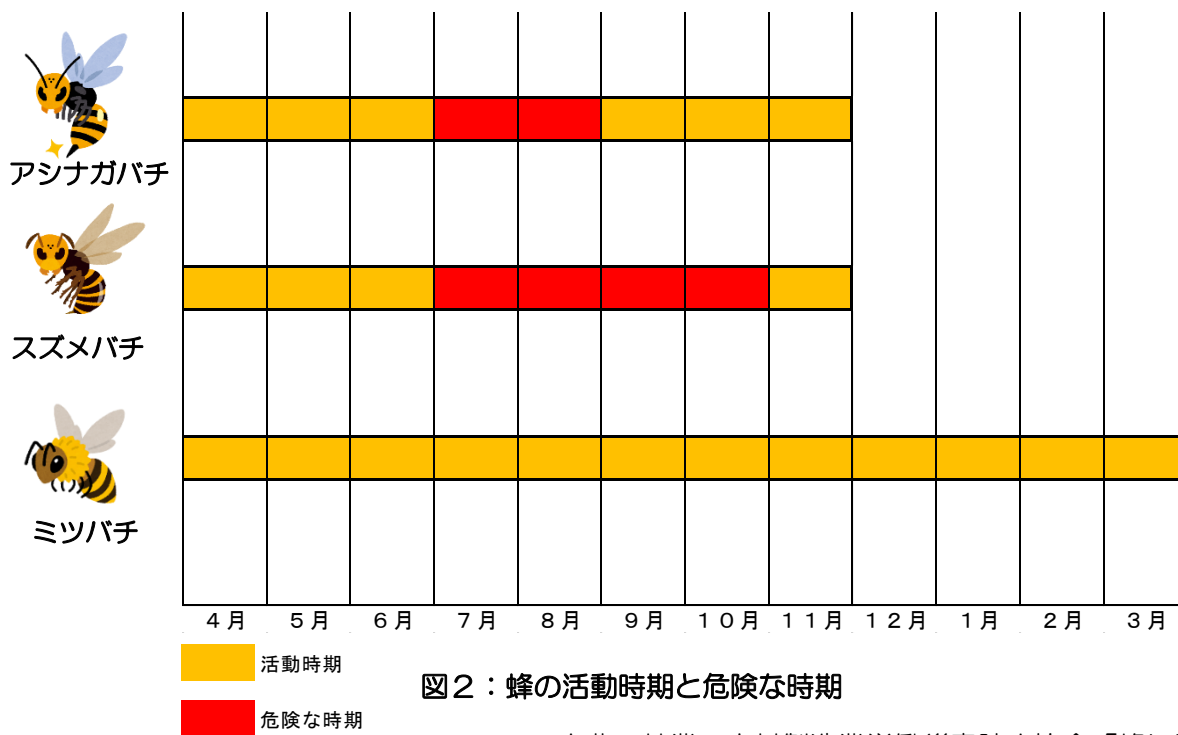


図2：蜂の活動時期と危険な時期

出典：林業・木材製造業労働災害防止協会「蜂に注意」
<https://www.rinsaibou.or.jp/safety/bees.html>

蜂はヒスタミンやセロトニンなどのアミン類を主成分とする「蜂毒」をもっており、皮膚を通して「蜂毒」が体内に吸収されると、刺された箇所を中心に大きな腫れやかゆみをもたらす局所反応、またはじんましんなど体中に症状が出る全身症状が現れます。特に全身症状は、軽症、中症、重症、重篤な症状の4つに分かれ、蜂刺されによるアナフィラキシーショックは重篤な症状に該当します。アナフィラキシーショックは発症から短時間で心肺停止に至ることがあるため、裏面を参考に、事業者として蜂刺されによる労働災害防止に取り組みましょう。

【事業者として行うべき対策】

1 事前に作業場所を確認し、蜂の生息の有無を確認する。

あらかじめ作業場所に蜂が生息しているかを確認しましょう。蜂や蜂の巣を見つけた場合は、振動等の刺激を与えないようにし、除去等を行うまでは近くで作業することを避け、労働者を巣に近寄らないようにさせましょう。



2 適切な保護具を備え付け、適切な服装で作業させる。

(労働安全衛生法第 22 条、労働安全衛生規則第 594 条)

蜂に刺されると皮膚を通して「蜂毒」が体内に吸収され、健康障害を引き起こすおそれがあります。そのため、蜂に襲われても蜂針が通らない防護手袋や防蜂網など、適切な保護具を備え付け、労働者が常に使用できる状況にしましょう。また適切な保護具や救急用具の備付け労働者に周知しましょう。蜂は黒い物に対して攻撃的になるため、黒色のものは避け、肌を露出しない格好で労働者に作業させましょう。

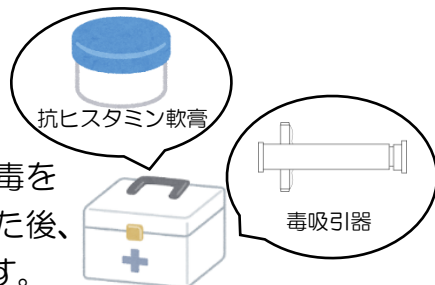


3 万が一、蜂に刺されてしまったときに備え、救急用具を備え付ける。

(労働安全衛生法第 23 条、労働安全衛生規則第 633 条)

万が一、蜂に刺されてしまったときに備え、毒吸引器や抗ヒスタミン軟膏などの救急用具を備え付け、応急措置ができる体制にしましょう。

蜂に刺されたときは現場から離れ、速やかに毒吸引機で毒を絞り出し、毒のまわりを遅くするため患部を冷水で冷やした後、刺された箇所に抗ヒスタミン軟膏を塗り、応急措置をします。



4 アナフィラキシーのおそれがある者に自己注射器を携行させる。

重篤なアレルギー反応を起こすおそれのある者が蜂に刺された場合、特に2回目以降はアナフィラキシーショックを起こし、死亡する危険があります。そのため、事前に医療機関で蜂アレルギーの検査または診察を受けさせ、重篤なアレルギー反応を起こすおそれのある労働者には自己注射器（商品名：エピペン®）を携行させましょう。

この自己注射器の使用には、あらかじめ登録医師の診察と処方が必要です。専用ウェブサイト (<http://www.epipen.jp/top.html>) から自己注射器の使用方法等の情報を入手できます。



5 蜂刺され労働災害防止等の安全教育を実施する。

(労働安全衛生法第 59 条、労働安全衛生規則第 35 条)

雇入れ時の安全教育や定例の安全衛生会議、朝礼などを利用して、労働者に蜂刺されによる健康障害や適切な保護具の使用法、救急用具の使用法と応急措置などについて安全教育を実施しましょう。



問合せ：小諸労働基準監督署 監督・安衛課
所在地：〒384-0017 長野県小諸市三和 1-6-22
電話：0267-22-1760